

国際関連情報 IFRS 解釈指針委員会報告

IFRS 解釈指針委員会の活動状況

IFRS 解釈指針委員会委員
富士通(株)財務経理本部財務部長兼 IFRS 推進室長ゆあさ かづお
湯浅 一生

2013年5月と7月に行われたIFRS解釈指針委員会(以下「委員会」という。)で取り扱った論点の中からいくつか報告する。文中、意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えておく。

持分法適用会社との取引に関わる利益の消去

この論点は本誌第41号で紹介したので、詳細はご参照いただきたいが、2013年5月の委員会でも再度議論され、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を限定的に改善することを国際会計基準審議会(IASB)に提案することとなった。7月のIASBでこの案件が議論され、賛成多数で委員会の提案どおり承認されるに至っている。

問題となっているのは、投資会社(共同支配投資者)とその持分法適用会社である関連会社あるいは共同支配企業との間の取引の利益の消去に関わる論点である。IAS第28号第28項¹

に従って、投資会社(共同支配投資者)と関連会社又は共同支配企業との間の「ダウンストリーム」取引により生じる利得の金額が、当該関連会社又は共同支配企業に対する投資の金額を超える場合の会計処理に関するものである。具体的には以下の論点がある。

- a. この取引からの利得は、当該関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額を超えない範囲で相殺消去すべきなのか。それとも、
- b. 関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額を超える残りの利得も相殺消去されるべきなのか。その場合、何に対して相殺消去すべきか。

委員会では、相殺消去される利得が関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額を超える場合であっても、IAS第28号第28項の要求のとおり、ダウンストリーム取引からの利得は、関連会社又は共同支配企業に対する投資会社の持分の範囲で相殺消去すべきであるということを変更して確認した。その上で、投資の帳簿

1 IAS第28号 第28項

企業(その連結子会社を含む)と関連会社又は共同支配企業との間の「アップストリーム」取引及び「ダウンストリーム」取引により生じる利得及び損失は、当該関連会社又は共同支配企業に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ、投資者の財務諸表に認識される。「アップストリーム」取引には、例えば、関連会社又は共同支配企業から投資者への資産の売却がある。「ダウンストリーム」取引には、例えば、投資者から関連会社又は共同支配企業への資産の売却又は拠出がある。これらの取引から生じる関連会社又は共同支配企業の利得又は損失に対する投資者の持分は相殺消去する。

価額を超える残りの利得については、繰延利得として表示すべきであるという結論に至った。ただ、議論の中では、3月の委員会に引き続いて、そもそも関連会社への資産売却に当たって、利得を消去すべきでないといった意見や、繰延利得は概念フレームワークの負債の定義を満たさないといった反対意見もあった。だが、実務上のばらつきをなくし、財務報告の有用性を高めることを優先する意見が多数派となり、IAS第28号の限定的な改訂案として公開し、意見を募ることとなったものである。

持分法：その他の純資産変動に対する持分

IAS第28号に関する論点で、委員会での議論を経てIASBが基準改訂案を策定し、公開草案を2012年11月に公表した案件である。2013年3月にコメント期限が締め切れ、7月の委員会でスタッフによるコメント分析が紹介された。これまでの議論の経緯は、IASBスタッフとして公開草案の策定や今回の分析に携わっている坂口和宏氏が、本誌第40号に寄稿されているので、併せて参照いただきたい。

• 公開草案での提案とコメント分析

IASBは、公開草案において次のことを提案していた。

- a. 投資者は、投資者の資本において、投資先の純資産の変動のうち投資先の純損益又はその他の包括利益(OCI)に認識されておらず、受け取った分配ではないもの(「その他の純資産変動」)に対する持分を認識すべきである。
 - b. 投資者が持分法の使用を中止する時に、過去に認識した資本の累計額を純損益に振り替えなければならない。
- 今回の提案に対して、日本の関係者の関心も

高く、企業会計基準委員会(ASBJ)からの意見も含めて、多くの反対意見が出されていた。だが、その他の純資産変動をどのように会計処理すべきか、という点については意見が分かれてしまい、集約できそうな支配的な見解はみられなかったということである。

• 7月の委員会での議論

7月の委員会では、スタッフがこれまでの議論の経緯とコメントを踏まえた妥協案として、その他の包括利益(OCI)での会計処理を提案した。だが、もともと委員会がIASBに行った提案とは異なったものであったため、多くのメンバーは、当初の提案を再度IASBに行うよう求めた。この当初の提案とは、以下のようなものであった。

- a. 投資に対する投資者の所有持分が、直接的であれ間接的であれ、減少する場合には、当該変動の影響は部分的な処分として会計処理し、投資者の純損益に認識する。
- b. 投資に対する投資者の所有持分が、直接的であれ間接的であれ、増加する場合には、当該変動の影響は投資の追加取得として会計処理し、原価で認識する。
- c. 投資先が自身の持分に関して締結したコール・オプション取引(株式に基づく報酬など)は、提案の範囲から除外する。

委員会がこのような提案を行った背景には、持分法においては、投資者は、投資先のその他の純資産変動が発生する場合には、その変動の持分を会計処理することが求められており、その変動は、投資者の資産の増加又は減少に他ならず、持分参加者からの拠出又は持分参加者への分配に関連するものではないということがある。ただし、持分参加者からの拠出又は持分参加者への分配に関連するものでなくとも、投資先のその他の純資産変動は、投資の直接の取得又は処分と経済的に同様であり、したがって、

それらを同様に会計処理すべきであると考えたからである。こうした考え方を踏まえ、実務のばらつきを解決する短期的な改訂案として、このような提案をIASBに対して行ったのである。

7月の委員会での議論では、改めてこうした考え方を支持する意見が多く出された。また、投資者の観点から、投資先のその他の純資産変動は、「概念フレームワーク」に示されている収益及び費用の定義を満たすというスタッフの分析にも同意する意見が多くあった。さらに、その他の純資産変動は、投資者の投資の業績を表すものであるということにも留意した。こうした理由から、単純に損益で会計処理すべきだという意見の委員も何人かいた。

委員会としては、当初の提案でIASBに再提案し、IASBがこれを受け入れない場合には、すべての種類のその他の純資産変動を投資者の純損益に認識することを選択するという今回の議論の結果をIASBに伝え、今後の対応について判断を求めることとした。

退職後給付債務の算定に使用する割引率

この論点についても本誌で何度か紹介してきたのだが、IAS第19号「従業員給付」に定める退職後給付債務を算定する際に使用する割引率について、最上位2つの格付のいずれか（例えばStandard & Poor'sのAAA又はAA）を持つ社債の数が金融危機の影響で著しく減少している中、数が少なくなったとしても引き続きAAA及びAA格の社債のみが「優良社債」に該当すると考えられるか、AあるいはBBBといった、低い格付を持つ社債も含めるべきかという問題である。

• これまでの議論の経緯

2012年11月の委員会では、IFRSには優良

社債がAAA又はAAのみの格付を持つ社債であるなどといった規定が定められているわけではなく、基本的には判断の問題であるとしながらも、経済環境が大きく変わっている中で極めて重要な問題であることから、退職後給付債務の測定に使用される割引率に求められる要件をより明確化できないか、ガイダンスを策定する方向で検討することとした。

だが、2013年1月の委員会で具体的な割引率の策定方法をスタッフが提案したのだが、そもそも優良社債に厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回りを使用しなければならないとするIAS第19号の要求事項と整合せず、さらには2005年の委員会で、優良社債に厚みのある市場がない場合に、国債の利回りではなく、合成的に策定した優良社債と同等の債券の利回りを使用してはならないという判断もしていることから、改めてどのように対応するかをIASBの見解を踏まえながら検討することとなっていた。

• 7月の委員会での議論

7月の委員会では、IAS第19号第84項及び第85項では、割引率について次のように述べていることを改めて確認した。

- ・ 貨幣の時間価値を反映するが、数理計算上のリスクや投資リスクは反映しない。
- ・ 企業固有の信用リスクは反映しない。
- ・ 将来の実績が数理計算上の仮定と異なる可能性についてのリスクを反映しない。
- ・ 給付支払の通貨及び見積時期を反映する。

その上で、AAA及びAA格の社債のみが「優良社債」に該当すると考えられるか、より低い格付を持つ社債も含めるべきかという問題を検討するに当たって、IAS第19号で求められる基本的な考え方が、絶対的な概念なのか、相対的な概念であるのかという点を議論した。IAS第19号第83項²はあくまでも「優良」と

いう用語を用いていることから、これは絶対的な信用度を反映するものであり、社債という母集団に対する相対的な信用度の概念ではないという見解で一致した。つまり、AAAやAA格の社債が少なくなり、全体的に信用度が低くなる中で、「最も優良」な社債を選択することを求めているということである。

その上で、これまでの議論を踏まえ、今後の委員会としての対応を検討したのだが、割引率の算定の問題に関して、追加的なガイダンスを開発することや基準の変更をすることは、委員会が取り扱うには範囲が広すぎて、効率的に対処することができないであろうという結論に至った。つまり、これ以上委員会としてこの問題を扱わないということである。

ただ、こうした結論に至るに当たって、いくつかの考えについては、明確に記載しておく必要があると考えた。まず、割引率の算定についての企業の方針は、一定期間にわたり継続して適用すべきであることはこれまでの委員会でも確認している。優良社債に係る利回りを反映するための割引率の算定に関する企業の手法が、各期間で著しく変化するのはないとも考えている。さらに、優良社債は絶対的概念に言及していることから、割引率算定の基礎としての役割を果たす優良社債の母集団の識別方法に変更があることも想定していない。したがって、優良社債の数の減少は、その市場が依然として「厚みがある」場合に限るのだが、割引率の算定についての企業の方針の変更を生じないはずである。もし優良社債の市場が厚みのあるものでなくなっている場合には、国債を使用することは明確になっている。

また、通常、割引率は重要な数理計算上の仮定であることから、IAS第1号「財務諸表の表示」第122項に従い、経営者が企業の会計方針を適用する過程で行った判断として開示されるはずであること、また、IAS第19号第144項及び第145項では、確定給付制度債務の現在価値を算定するために用いた重要な数理計算上の仮定及び重要な数理計算上の仮定それぞれについて感応度分析を開示することを企業に要求していることも確認している。現時点では残念ながら委員会あるいはIASBとしても短期的に解決することはできないものの、割引率の変更に当たっては、十分な開示が求められることを改めて示すことで、一応の区切りを付けたいということである。

• 地域市場か国かの論点

割引率のもう1つの論点として、欧州で特に切実な問題となっている案件なのだが、同じ通貨（例えばユーロ）を使用している場合には、国を超えて債券の市場に厚みがあるかどうかの判断をすべきかどうかについても議論した。現行のIAS第19号第83項では、「債券について厚みのある市場が存在しない『国』では、国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用しなければならない」とされている一方、「社債又は国債の『通貨』及び期日は、退職後給付債務の『通貨』及び見積期日と整合しなければならない」（いずれも『』による強調は筆者）との記載があることから、第83項を改訂して、国ではなく、同一通貨圏での判断・適用をすべきではないかというものである。

委員会としては、この提案に概ね合意したも

2 IAS第19号 第83項

退職後給付債務（積立てをするものとしめないもの双方とも）の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用しなければならない。社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合しなければならない。

の、「債券に厚みのある市場が存在しない」と判断した場合に、どの国の国債を使用すべきかについても明確化が必要なのかどうか、IASBの意向も確認した上で再度検討することとした。

減価償却及び償却の許容される方法の明確化

2012年12月に公開されたIAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」の修正案についてのコメントレーター分析を7月の委員会で行い、今後の対応について議論した。

もともとはサービス委譲契約により民間企業が社会基盤を運営する際に、官と契約によって定められたレート（例えば有料道路の利用料金）が、利用者の負担を軽減するために、委譲された当初は低く設定されており、契約の後半になると高く設定されているといった場合に、そうした売上をもとに減価償却方法を認められないのか、という問いかけがきっかけとして議論が開始された。委員会のメンバーの多くの見解は「認められない」というもので、その理由は、償却方法の決定においては、資産の経済的便益の予想「消費」パターンを反映すべきであって、将来の売上や利益などは、経済的便益の予想「創出」パターンに他ならないため、使用することは適切ではないということであった。公開草案はこうした考え方を踏まえ、「資産の使用を含む活動から創出される収益を使用する方法は、適切な償却方法ではない」と売上をもとに費用を期間配分する償却方法を禁止するものであった。

• 7月の委員会での議論

今回の委員会では、スタッフが公開草案に対して受け取った98通のコメントレーターの要約と分析を行った。コメントの多くは、公開草案をそのまま、あるいは条件付きで合意するというものであったが、提案に反対するコメントも3分の1近く出されたということであった。反対の理由はさまざまで、基準としては償却に関する原則を記載すべきであるのに、提案では規則の記述になっているという批判があった一方、ビジネス実態として収益のパターンを反映した償却方法を用いた方が適切な場合があること、つまり、売上をもとに減価償却方法を定めることを禁止すべきではないという意見を、事例を含めて指摘するものもあった。こうした事例は、特に新興国でのサービス委譲契約や、メディア関連産業（例えば映画の制作費の償却方法）などに多いという指摘である。

その上で、スタッフから基準の修正案の方向性について提案があったのだが、委員からはコメントに応じたさまざまな意見が出された。だが基準改訂のポイントとしては、やはり原則に立ち返ること、つまり、減価償却又は償却について使用する手法は、資産に具現化された将来の経済的便益の「創出」のパターンではなく、予想される「消費」のパターンを反映すべきであるという原則を明確にすべきであることについては概ね合意した。委員会としては、今後IAS第16号第60項における資産の減価償却についての原則及びIAS第38号第97項における無形資産の償却についての原則を明確化することを検討することになる。